# 飛驒市監査委員告示第2号

平成29年6月19日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき提出された飛騨市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月18日

飛驒市代表監査委員 福田 幸博

### 飛騨市職員措置請求監査結果

# 第1 請求の受付

1 請求人

住所

氏名

# 2 請求の要旨

この事件は、平成15年に発生したことから、昨年飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会(以下、「百条委員会」という。)の設置議案が提出されたときには、すでに13年以上が経過していた。また、発覚したのは平成23年であることから、発覚後も5年が経過していた。

予算を執行する権限はすべて市長にあり(地方自治法(昭和22年法律第67号。 以下、「自治法」という。)第149条)、予算の執行に当たっては必要かつ最小の限界 をこえてはならないと規定する(地方財政法第4条)。

議会は、発覚直後に監査委員に対して監査請求を行い、報告を受けている。報告に 疑義があれば、常任委員会等で審査する機会が十分にありながら、そうしたことを行 わず、監査報告があってから4年以上も経て百条委員会を設置した。百条委員会設置 に当たっては、監査報告や、市が行なった調査結果に対して、具体的な疑義を示さず、 結果として新たな事実は明らかとならなかった。議会はこの4年以上の間に、常任委 員会等で調査権を行使すれば、百条委員会を設置する必要がなく、したがって百条委 員会に係る経費は必要なかった。百条委員会の経費は、地方財政法第4条に違反する 不当な支出に当たる。

また百条委員会設置の議案書は捏造されており、重大な瑕疵がある。この議決は 議決権の濫用に当たる。さらには、調査は、特定の者を追及することに終始し、人権 を無視した質疑が行われた。杜撰な内容とともに、推測に基づく報告書が作成された ことは、調査権の濫用にあたる。職務権限の濫用とは、権限を越えた違法行為であり、 2つの職権濫用による百条委員会の支出は不当である。

市長は、この事件が13年以上前のことで、その間に議会が行ってきた事実を十分に認識しており、しかも市の行政処分も終了していることからすれば、百条委員会の設置議案が提出された際に、なぜ今、百条委員会が必要なのか、少なくとも常任委員会等の調査から行うよう主張すべきであった。質疑では、副市長が発言している事実からすれば、市長が発言する機会は十分にあった。

市長は、議会の議決について瑕疵があるときは再議に付し、再議でもなお議決されたときは、知事に対して審査を申し立てることができる(自治法第176条第4項、第5項)。市長は、議案書が捏造されていることは、前年の発議書と比較すれば明らか

であるにもかかわらず、再議に付さなかった。また、議案の提案理由やその際の質疑の内容、証人の氏名の公表の有無から、特定の個人を追及するために調査権が濫用された疑いがあることを知る立場にあることから、議会に対して疑義を主張すべきであった。

議会が予算の増額議決を行った際も、市長は疑義を呈さず、その決定を尊重し補正 予算を提出した。市長は、議会の決定を追認したのである。

さらに市長は、議会の調査報告書が、間違いがある杜撰な報告書であることを指摘 せず、この百条委員会の経費を支払った。

このように、予算の執行について市長は必要な措置をとらなかった。したがって、 市長に対しこの委員会に掛かった経費の返還を求める。

### 3 請求書の提出

平成29年6月19日に請求書が提出され、一部記載誤りがあったので訂正を求め、 同日収受した。

# 第2 監査委員の除斥

洞口和彦監査委員は、自治法第199条の2に規定する除斥事由に該当するため、 本件請求に係る監査には加わっていない。

福田幸博監査委員については、当該百条委員会において、同人が議会から請求を受け、実施した監査報告書も調査の対象とされている。

しかし、これは当該百条委員会の調査対象そのものではない。もちろん、監査の性質上、回避することがよりよいことは言うまでもないが、この場合、上述のとおり、議会選出監査委員は除斥されるのであり、当該監査委員まで回避しては、監査委員が不在となり監査を執行することができない。

よって、上述のとおり、除斥にはあたらないことから、監査を行った。

#### 第3 請求書の要件審査

飛騨市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、自治法第242条の要件を備えているものと認め、平成29年6月23日付けでこれを受理した。

# 第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年6月26日に

証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、同条第7項の規定に基づく関係職員の立会いは、請求人の意向により行わなかった。

請求人陳述に際して、新たな証拠の提出はなく、請求書の要旨について総括が述べられ、記載事項の補足説明がなされた。(総括全文は、前述請求の要旨で記載済) なお、述べられた総括の文書は、監査委員にのみ提出がなされた。

・平成29年6月19日に提出した飛騨市職員措置請求書の4頁9行目に記載した「(資料16他、2月9日白川氏、2月23日小倉氏参考人質疑テープ参照。)」については、議会に記録音源があるので、それを参照して欲しいということである。

よって請求人から記録音源の提出はない。

・平成29年3月22日付け百条委員会の委員長洞口氏から飛騨市議会議長葛谷氏に対して、百条委員会調査報告書が提出され、調査費用として決算見込み1,150,380円が支出された。以上が、不当に支出されたということである。

### 2 監査対象事項

本件請求書に記載された内容により、平成28年9月28日に設置された百条委員会に係る公金の支出が、違法若しくは不当な支出かどうかを監査対象とした。

3 監查対象部局

議会事務局、総務部財政課

4 監査対象部局からの書類提出及び関係職員の陳述聴取

請求書、事実証明書に関する内容についての関係、関連書類の提出及び回答の文書を求めて調査し、平成29年7月25日に関係職員の陳述聴取を行った。

- (1) 百条委員会設置について
  - ① 百条委員会は、どのような法的機能を持っているのか
  - ② 百条委員会は、どのような経緯で設置されたか、また審議の状況、概要について
- (2) 請求人が違法・不当とする理由についての見解
  - ① 捏造された議案書の効力について
  - ② 常任委員会における調査権の未執行に対する疑問について
  - ③ 百条委員会調査報告書の曖昧な表記と事実の誤認について
  - ④ 百条委員会の不適切な調査方法について
  - ⑤ 百条委員会に掛かる支出の不当性について
- (3) 請求書の記載事実に誤りはないか
  - ① 平成27年9月の発議書や発議書の提案説明は、「当時の上司」にまったく触れていないとする点

- ② 常任委員会は、強制力は伴わないが百条委員会と同様の調査権限を持つとする 点
- ③ 常任委員会で調査を行ってこなかった点
- ④ 議案書提出者は、事件直後から議員であったのに、常任委員会において調査を 提案した事実がないとする点
- ⑤ 議会が監査請求を決議した期日は、平成23年12月19日ではなく、同月15日であり、根拠法令は、自治法第199条第1項ではなく、同法第98条第2項であり、記述が間違っているという点
- ⑥ 百条委員会では、議会の規律を乱すような発言があったという点
- ⑦ その発言について、委員長などが注意することもなかったという点
- ⑧ 飛騨市議会の尊厳が守られるような運営ではなかったという点
- ⑨ 報道機関等に氏名が公開された者と氏名が伏せられた者があるという点
- ⑩ 参考人招致について、参考人に事前の連絡もなく期日・時間が定められた点
- ① 百条委員会は、真実を究明するために設けられるのであって、謝罪させる場ではないという点
- ② ①は法律上、どのように定めてあるのか
- ③ 議案書を提出した議員は、提案理由を当時の上司を公の場で謝罪させなければ ならないと説明した点
- ④ 請求書に添付されている事実証明書(資料1から資料25)は、情報公開請求 で開示しているもので間違いないか
- (4) 百条委員会の設置目的の達成について
- (5) 百条委員会運営に要した経費について
  - ① 百条委員会設置当時、調査経費が10万円であったものに130万円の追加補 正をされているが、どのように考えて補正要求されたのか、その経緯について
  - ② 弁護士費用の概要の中で、業務遂行に必要な労力の観点で費用算定を行うとされ、業務遂行に要する時間の予想として(1)委員会における論点、議事進行の法的論点からの相談打合せ、これは委員会が開催されるごとに2時間程度、(2)委員会による調査結果の検討分析、これは委員会が開催されるごとに2時間程度、(3)証人尋問の手続き及び技術に関する解説と尋問事項等の検討、これは準備作業を含め解説講義のため7時間程度、尋問事項の検討のため、証人8名で合計15時間と仮定して算定されているが、予算執行の際に、これについてはどのように確認されたのか

なお、職員喚問の際の報道機関の傍聴について質問し、陳述を求めた。

#### 5 関係職員陳述の要旨

(1) 百条委員会の法的機能について

地方議会における常任委員会は、その所掌する事件、事務について調査を行う権限(所管事務調査権)を持っており、委員会へ参考人の招致を行い、証言を求めることも可能であるが、その調査権限について法的強制力はなく、その関係者の協力があってはじめて調査が可能となる。

百条委員会には、その設置目的となる不祥事件等に関することについて、調査権が与えられている。法的強制力を伴う証人喚問が可能であり、またその発言についても、偽証や不当な発言拒否については処罰規定が設けられており、常任委員会において協力が得られなかった関係者への発言を求めることも可能となる。

百条委員会の設置については、常任委員会での調査が前提条件ではなく、常任委員会での調査を経ず、百条委員会の設置がされることについては、問題はないと考えている。

百条委員会の調査の目的は、警察の捜査が犯人検挙を目的としているのと異なり、 その不祥事件の発生の原因、背景がどのようなもので管理体制が適正であったかに ついて明らかにし、当該事件等の再発防止を図ることである。

# (2) 百条委員会設置議案書の捏造及び議決権の濫用について

平成28年9月の議案書と平成27年9月の議案書の表記の内容については同一である必要性はなく、その時点で加筆、修正がされていることについては問題ないものと考える。

加筆された部分について、事実でないことが記載されているのであれば、請求人の言う「捏造」にあたる場合もあるものと考えられるが、追記された表現については、提案者の意向による部分が反映されているものと解され、今回提出された措置請求書添付の資料として、平成27年9月18日本会議議事録の2頁及び3頁が提出されているが、添付されていない議事録4頁目の中に、池田議員の発言として「決裁が必要な仕事については当然、上からの指示があって初めて行動を起せるものと認識をしております。その仕事の結果の良し悪しについては、当然部下ではなく、指示を出したものが責任を取るのが社会通念上の在り方であろうと私は思います。」との発言があり、このことをくみ取った表現として、「職員の当時の上司の真相があきらかになっていない」と表記されたものと理解することもできることから、重大な瑕疵があるとは言えないものと考える。

# (3) 常任委員会における調査権の未執行に対する疑問について

常任委員会における調査権の未執行については、常任委員会による調査権の執行が百条委員会設置のための必須条件ではなく、そのことが不適切であるとは言えない。また、常任委員会での調査提案を行わなかったことが議員の不作為であるとまでは言えない。

### (4) 百条委員会に掛かる支出の不当性について

前述の(2)、(3)から重大な瑕疵がある議案書である、という点において該当 しないと考えられることから、支出の不当性についても該当しないと考える。

### (5) 百条委員会運営に要した費用について

議会事務局が県内の先例を調査した。平成28年10月17日に先例市を訪問した際、百条委員会において証人喚問を行うにあたり、人権侵害や名誉棄損等によりその後の訴訟に発展するリスクや、法定手続きを失することによる住民監査請求や住民訴訟のリスクが考えられることから、法務面のアドバイスを受けることは必須であることを聞いた。先例市においても費用の大部分は法律相談の委託料であったことから、飛騨市においても法律顧問契約を行うことが必要であると考え、その点について洞口委員長へ伝えた。洞口委員長と野村副委員長は政務活動の範囲で、数軒の弁護士と相談をされ、法律顧問が必要との結論になり、百条委員会で同年11月24日に審議をされ、採決の結果委員の可否同数で委員長採決にて可決がされた。これにより同年11月28日に議会へ「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議」を提出され、賛成多数により議決された。法律顧問委託契約の額については、会議の回数により精算は行うが、100万円を上限とすることを契約予定の弁護士と確認をされていた。

また費用には、委員会の会議録作成について、通常の議会に加えて集中的に開催されることから、職員のみでの対応は困難と考え、委託費として30万円を計上し、その他に、証人、参考人への日当としての謝礼、証人、参考人等と委員の費用弁償として、合計10万円を計上した。

### 第5 監査の結果

1 主文

本件請求は理由がないものと認め棄却する。 以下、理由について述べる。

# 2 理由

#### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

① 地方自治法

(検査及び監査の請求)

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務 にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの を除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の 事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定める ものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、 労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報 告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

# (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

- 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

# 3~4 略

5 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

# 6~9 略

10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内 の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その 求めに応じなければならない。

### 11~20 略

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

- 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会 及び特別委員会を置くことができる。
- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査 を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 略
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共 団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、 予算については、この限りでない。

# (公聴会及び参考人)

- 第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な 議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を 有する者等から意見を聴くことができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に 関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、 その意見を聴くことができる。

# (担任事務)

- 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。
- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- $3\sim4$  略
- 5 会計を監督すること。
- 6~8 略
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

### (職員の指揮監督)

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

(議会の議決又は選挙に対する長の措置)

第176条

 $1 \sim 3$  略

- 4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは 会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示 してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- 5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあっては総務大臣、市長村長にあっては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があった日から21日以内に、審査を申し立てることができる。

6~8 略

(職務権限)

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通 地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

 $2 \sim 12$  略

### ② 地方財政法

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 略

(予算の執行等)

- 第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度 をこえて、これを支出してはならない。
- 2 略

# ③ 地方公務員法

(任命権者)

第6条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地 方公務員に委任することができる。

# ④ 民事訴訟規則

第115条 質問は、できる限り、個別かつ具体的にしなければならない。

- 2 当事者は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第2号から第6号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (1) 証人を侮辱し、又は困惑させる質問
- (2) 誘導質問
- (3) 既にした質問と重複する質問
- (4) 争点に関係のない質問
- (5) 意見の陳述を求める質問
- (6) 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問
- 3 裁判長は、質問が前項の規定に反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

# ⑤ 飛騨市議会委員会条例

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 略

### 3 認定事実

請求人及び関係職員の陳述並びに監査対象部局に対し調査を行った結果、次のと おり、事実を確認した。

なお、本件請求にかかる百条委員会の設置等に関し、議会における議決行為は監査 対象とはならないものの、その調査、調査内容については、会議録及び調査報告書に より確認した。

# (1) 百条委員会設置までの経緯について

平成23年12月15日、飛騨市議会が、自治法第98条第2項に基づく監査委員による監査を求めることを決議した。

平成24年2月24日、監査の結果報告が行われた。

平成24年3月29日、飛騨市議会において「飛騨市元職員の履歴に関する事務 手続きの調査に関する動議」が提出され、採決の結果、可否同数で、議長採決によ り否決された。 平成27年9月18日、飛騨市議会において「飛騨市職員への懲戒処分に関する 調査決議」が提出されたが、賛成少数により否決された。

平成28年9月28日、飛騨市議会で「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査に関する決議」が提出され、賛成多数により可決された。「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会」が設置された。(調査経費10万円以内)

平成28年11月28日、飛騨市議会で「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査経費の追加についての決議」が提出され、賛成多数により可決されたことにより調査経費が130万円追加され、140万円以内となった。

# (2) 百条委員会の概要について

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会運営要領について、確認 した。

### 1. 調查事項

飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざんに関すること

2. 委員会に委任された権限

自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限(関係人の出頭及び証言、記録の提出等)

3. 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4. 調查経費

本調査に要する費用は、100,000円以内とする。

調査経費に130万円を追加する。(平成28年11月28日本会議で決議)

- 5. 委員会の開催場所(省略)
- 6. 委員会の基本的な運営
  - (1) 委員会の会議は、原則公開とするが、公開することにおいて事実関係が解明できないと思われる場合は秘密会とする。
  - (2) 委員会の運営にあたり準備会を開く。準備会は非公開とする。
  - (3) 準備会は、委員会の運営に関すること、事務手続を整えるための会とする。
  - (4) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。
  - (5) 音声・映像は開催場所以外に放送しない。
- 7. 委員会等の開催日程等
  - (1) 委員会又は準備会の都度、次回開催日を協議する。
  - (2) なお、緊急を要するときはこの限りでない。また、委員会の開催告知は、ホームページ等で知らせる。
- 8. 記録及び資料の提出(自治法第100条第1項及び第10項によるもの)(省略)

### 9. 証人の出頭(省略)

### 10. 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な 結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮 し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 尋問の内容については、事前に委員会で協議する。
- (3) 証人が宣誓の際、出席している全員が起立する。
- (4) 尋問は、委員長(主尋問者)がまず代表質問を行い、その後、他の委員が補 足の質問をすることができる。(補足の質問は、事前に委員会へ報告する。)
- (5) 尋問の時間は、1回につき概ね1時間とする。
- (6) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。
- (7) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

### 11. 弁護士について

- (1) 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成指導に ついて弁護士1名に依頼する。
- (2) 弁護士は、委員会への出席を認める。
- (3) 上記(1)、(2)については、本会議において4. 調査経費の増額の決議が認められた場合に行うことが出来る。
- 12. 委員会における傍聴人の撮影及び録音について(証人尋問のとき)
  - (1) 傍聴人(報道関係者等)の写真撮影等は、証人の入室前までは許可する。
  - (2) その他傍聴については、飛騨市議会委員会条例第19条の規定による。

### 13. その他

- (1) この運営要領に定めのないことについては、委員会で協議する。
- (2) 運営に関して緊急を要する場合は、委員長、副委員長の合意で決定する。
- (3) この運営要領は、この調査特別委員会の審査が終結し、報告書を採決した際、廃止する。

### (3) 百条委員会調査報告書の曖昧な表現と事実の誤認について

調査報告書の記載内容	事実関係
4頁29行目	平成29年7月25日関係職員の陳述
これを受けて、同月19日、飛騨市議会が、	記録を確認し、日付は15日が正しく、根拠法
地方自治法第199条1項及び2項に基づ	令についても第98条第2項が正しい。
く監査委員による監査を行うことを決議し	

た。

### 8頁表6行目

平成29年2月13日 10時 証人職員 A、証人職員A(対質)

# 13頁25行目

# (4)飛騨市行政機構による対策

発覚後の行政による再発防止対策として、平 成24年5月から公印の押印方法を変更し、 押印可能な時間帯を設け、それ以外の時間帯 における押印を禁じることで、公印押印時に おける総務課の幹部職員による決裁確認を 確実に行うとの対策が講じられたことが明 らかとなった。

飛騨市元職員履歴に関する事務手続の調査特 別委員会会議録 平成29年2月13日 証人職員A、証人職員B (対質)

#### 公表文書

平成27年8月28日 報道機関各位 飛騨 市長 井上久則

「元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざん及び 管理不足」に対する懲戒処分について

#### (中略)

2. これらの事実から、市がこれまで行ってき た改善事項等

# ①、②略

③公印の取り扱いを、平成24年5月2日から 押印時間を制限し、部長管理とすることを徹底 した。

### 15頁7行目

監査委員による監査も懲戒処分審議委員会 の聴取も、いずれも税務従事証明書の存在を 前提としておらず、この文書が作成された動 機及び経緯、税理士試験免除申請において果 たした意味等により本件の全体像が大きく 変わる可能性を有している。

平成24年3月9日付で国税審議会より

「履歴書」「税務従事証明書」の写しを添付し ての照会あり。照会文は、下記記載のとおり。 「貴市が平成15年8月1日付で証明(証明当 時は古川町長) する職員の履歴書について、貴 市監査委員事務局が実施した平成24年2月 24日付飛監第136号の監査結果に基づき、 税理士法第10条第2項に関する確認を行う 必要があるため、下記事項につき照会いたしま す。記

1 照会対象者 略 2 照会事項 上記対 象者の平成15年8月1日付証明の履歴書等 (別紙) に記載された発令事項等について事実 と相違ないか確認し、相違があれば正しい発令 事項等について証明願います。3 回答期限 平成24年3月16日(以下余白)」

※監査委員事務局は監査委員の誤り

### 18頁21行目

そうであれば、飛騨市行政機構としても飛騨 市議会としてもさらに徹底した調査を行う 必要性は認識されて然るべきであった。にも かかわらず、顧問弁護士の交代まで何ら調査 がなされなかったことは、原因を究明すべき 事柄である。

### 19頁4行目

したがって、飛騨市行政機構及び飛騨市議会 双方が監査結果の報告をもって本件の調査 及び責任追及を中止するに至った原因についても調査したが、判明しなかった。 平成24年3月29日、飛騨市議会において、「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続きの調査に関する動議」が提出され、採決の結果、可否同数で、議長採決により否決された。 平成27年9月18日、飛騨市議会において「飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議」が提出されたが、賛成少数により否決された。

平成29年7月25日関係職員の陳述 ①常任委員会で調査を行った記録はない。 ②議案提案議員が常任委員会で調査を提案した事実は確認できなかった。

なお、曖昧な表現については、請求人から具体的な内容が示されていないことから、事 実確認できない。

# (4) 推測に基づく百条委員会調査報告書の記述について 調査報告書の記載より(抜粋)

### 11頁19行目

人事給与システムの操作方法を習得していれば、総務課職員以外の者でも加筆修 正できた可能性があった。

### 11頁21行目

加えて、職員Cの証言から、<u>人事給与システムの端末は必ずしも常時総務課員の</u> 視野に入る位置に配置されてはいなかった上、財務会計支出のためのパソコン端末 と固めて存置されていたため、総務課員以外の職員が総務課員に見られずに同シス テムへの入力を行うことも不可能とまではいえない状況であった。

### 14頁29行目

上記の福田武彦氏の新たな証言は当然に信用できるものではなく、依頼されていない旨の職員Aの証言が事実であれば虚偽の証言となり、その場合、偽証の動機は電算入力について依頼した他の職員の存在の隠蔽とみるのが自然である。

### 16頁21行目

上記の通り、当委員会としては、履歴書及び税務従事証明書に対する押印は福田 武彦氏が自ら行ったとの疑いを払拭できない。

# 17頁1行目

本委員会としては、福田武彦氏が、自らの悪事を認めた結果をおそれ、虚偽を証言した可能性が高いと考えざるを得ない。

### 17頁4行目

仮に福田武彦氏が自ら履歴書等の公印押印を行ったのであれば公印使用の手続を 形の上でも完全に無視したことになり、福田武彦氏の上記証言が事実であるとして も単に誇張のある証明書を発行させたというにとどまらない重大な違法行為である。

### 18頁6行目

福田武彦氏は他にも虚偽証言の疑いがあること、その動機としても職員A及び菅沼元町長以外の関与者の隠蔽が考えられることから、福田武彦氏が虚偽証言をしている疑いがここでも生じている。

#### 19頁12行目

しかし、菅沼元町長は、職員Aに対して直接に履歴確認を指示した旨を証言しており、単に事実上の税務従事歴を含めた履歴書を作成すること(それ自体は違法とは限らない)を考えていたのであれば、不自然な行動である。

# (5) 補正予算について

平成29年7月11日付けで監査対象部局に対し質問し、平成29年7月20日 に回答がなされた。回答については、以下のとおり。

地方財政法第3条に基づき、合理的な基準に基づき査定を行った。詳細については、平成28年第5回飛騨市議会定例会(以下「第5回定例会」という。)における 平成28年12月14日の森議員の質問に対する答弁のとおりである。

飛騨市議会事務局が公表している、第5回定例会議事録を添付する。

議事録については以下のとおりである。

### △市長(都竹淳也)

率直な思いということなんですが、もちろん査定をいたしました。予算の提案権 というのは、自治法上、市長にしかございませんので議会の決議があって議決があ ったわけですが、予算は私が提案しなければ予算化されないということなんです。

ただ、予算の上限額といいますか、枠があらかじめ議決されていると言う中で、 どう対応すればいいかという全く経験したことのないケースですので、どういうス タンスで望めばいいのかということを正直、若干戸惑いがありました。ただ、先ほ ど財政課長が申しましたけども、通常の予算に補正増額するものでありますから、 通常の査定作業と同じスタンスで同様の考え方で議会事務局からの要求に対して査 定をするというのを基本的なスタンスとして今回臨んだということでした。

私もこの件については全て査定全体を私のところで論議もいたしましたので、最初見ましたときに思いましたのは、委員会の回数が非常に多いわけであります。それで3月末まで実質的にお正月、3月議会をはさみますと非常に日数が少ない中で、準備会を除けば11回、準備会を加えますと20回というような数になるというこ

とで、できるのかなということを正直思いまして、率直な感想として思いました。

それから委託料が100万円ということで委員会の前、質問する内容、そしてその委員会の後の調査分析からレポートを書くまで、ほぼ全部を委託するという形で、私どもの通常の役所の中の査定であれば、この中でどれだけか自分でできるものはないのかと議論することは一般的によくあることでして、そうした感想をもったことも事実ではありました。ただ、そういったことはありましたが、この議場で私も拝聴しておったわけですが、さまざまな議論があって議会として上限額を決めて議決をなさり、それに基づいての要求があったということです。その要求内容を尊重するのが私の立場ではないかというふうに考えましたものですから、そうした印象は持ちましたが、今回要求額満額を要求どおり予算化させていただいたということでございます。

# (6) 百条委員会運営に係る経費について

百条委員会運営に係る予算の執行については、当初予算額10万円及び補正予算額130万円の合計140万円で、これに対して、証人等謝金12,000円、証人等及び委員会委員費用弁償57,480円、会議録調整業務費用207,900円、弁護士費用873,000円の合計1,150,380円の支出がなされている。

委員会の開催は18回、準備委員会の開催は14回である。また、開催日数は、23日であり、その内弁護士が出席した日は、15日である。

謝金は、証人2人に対する支出で、5人については費用弁償・謝金辞退届が提出 されている。

### 第6 監査委員の判断

# 1 本件請求の趣旨について

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

すなわち、普通地方公共団体の長等の執行機関または職員の違法、不当な財務会計上の行為または怠る事実(「以下、財務会計行為」という。)について、その是正、防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体に違法、不当があるか否かが監査の対象となる。

本件請求は、百条委員会の運営に係る費用の支出は不当な公金の支出にあたるとして、市長に対し調査費用全額の返還を求めており、その理由については、費用の支出行為(財務会計行為)そのものの不当については言及せず、その前提または原因である百条委員会自体が設置された時点ですでにその存在意義を失っていること(非財務会計行為)を指摘することにより、その結果として、百条委員会に係る費用についても何ら意味のないもので不当な公金の支出にあたると主張しているものと解される。

しかし、先行行為(非財務会計行為)が違法、不当であれば後行行為(財務会計行為)も違法、不当となると解して、すべて監査の対象とすることは、措置請求により地方公共団体の行政一般の可否が問えることになり、財務会計行為に限った自治法の趣旨、目的を逸脱することになる。

そこで、先行行為(非財務会計行為)と後行行為(財務会計行為)が、直接的、一体的な関係がある場合、また先行行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、当該後行行為(財務会計行為)も違法、不当であると解し、監査の対象となりうると解すべきであるとされている(最高裁大法廷昭和52年7月13日判決・民集31巻4号533頁、最高裁第1小法廷昭和60年9月12日判決・判例時報1171号62頁、最高裁第3小法廷平成4年12月15日判決・民集46巻9号2753頁)。

上記規定からすると、百条委員会の設置及びその運営に関する事項は、議会の専決 事項であり、先行行為(非財務会計行為)に該当し、審査の対象とはならないと解さ れる。

しかし、請求人が主張する、当該百条委員会設置の議案書は捏造され、重大な瑕疵があり、議会がその職権を濫用したことによって成立したことが明白な場合、先行行為である百条委員会の設置の無効、あるいは存在そのものが不存在になると解され、財務会計上の行為である百条委員会の運営に係る費用の支出自体もまた違法、不当になるといえる。よって、以上の観点から次のように判断する。

### (1) 百条委員会設置議案書の捏造について

請求人の言う、百条委員会設置の議案書は捏造されており、重大な瑕疵があるということについては、関係職員の陳述のとおり、平成28年9月の議案書と平成27年9月の議案書の表記の内容と同一である必要性はなく、追記された事項については、提案者の意向による部分が反映されており、重大な瑕疵があるものとは認められず、捏造とまでは言えない。

# (2) 百条委員会設置の議決権の濫用について

請求人の言う、提案者はいつでも常任委員会に提案できる立場に有りながら提案すること無く、百条委員会の設置を提案し不当な支出をしたということについては、確かに常任委員会も百条委員会と同じような権限を持つのであるから、そこで調査すべきだとも言えるが、百条委員会の設置は、常任委員会での調査とは関係無く設置ができるものであり、当該百条委員会は本会議において正当な手続きにより設置が決定している。

地方公共団体の監査委員の権限は長以下の執行機関の行為の適否、当否に限られ、議会の議決の当否に及ばない(昭和37年3月7日最高裁判決)と判示されていることから、議会の議決の当否については、監査委員の権限の範疇外であると判断する。

- (3) 百条委員会では飛騨市議会の尊厳が守られず不適切な調査があったについて 百条委員会における調査方法については、市民の負託を受けた議員による運営で あるので、監査委員の権限の範疇外であると判断する。
- (4) 百条委員会は、事実を究明するためであり謝罪させる場では無いについて 前項と同様に、監査委員の権限の範疇外であると判断する。
- (5) 推測に基づく調査報告書であるについて 前項と同様に、監査委員の権限の範疇外であると判断する。
- (6) 百条委員会の運営に係る費用の支出について

平成28年9月28日の飛騨市議会定例会において百条委員会設置が決定されたことにより、平成28年11月28日、第5回定例会で130万円の補正予算が提出され、議決、執行がされている。支出の根拠等についても、委託契約書等と突き合わせ検証したが、会計規則等に違反するところも見当たらず、したがって予算執行は違法性がないと認められ、不当支出には当たらないものと判断する。

(7) 百条委員会の経費は、地方財政法第4条に違反する不当な支出か

議会は、発覚直後に監査委員に対して監査請求を行い、報告を受けている。報告に疑義があれば、常任委員会等で審査する機会が十分にありながら、そうしたことを行わず、監査報告があってから4年以上も経て百条委員会を設置した。百条委員会設置にあたっては、監査報告や、市が行った調査結果に対して、具体的な疑義を示さず、結果として新たな事実は明らかとならなかった。議会は、この4年以上の間に、常任委員会等で調査権を行使すれば、百条委員会を設置する必要がなく、したがって百条委員会に係る経費は必要なかった。百条委員会の経費は、地方財政法

第4条に違反する不当な支出にあたると主張しているので、この点について検討する。

地方財政法第4条第1項については、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているもというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであるものと認めるのが相当である(昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決・民集32巻7号1223 頁参照)。」(平成17年7月27日大阪高等裁判所判決)と判示されている。

これを本件請求について検討すると、市長は地方財政法第3条の規定により、合理的な基準に基づき査定を行っていると確認した。また、議会が議決し補正予算を要求、その要求内容を尊重して要求どおり百条委員会の運営経費を予算化したという市長の回答は認めることができる。よって、百条委員会の運営経費は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものとは言えず、市長の裁量権の逸脱または濫用は認められないことから、地方財政法第4条第1項に違反していないと判断する。

以上のとおり、請求人の主張する、百条委員会の運営に係る費用の支出が違法若しくは 不当であるとは認められず、地方財政法第4条第1項の趣旨に反するとは認められない。

#### 2 結論

以上のことから、本件請求には理由がないものと認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

# 添付

- (別紙) 飛騨市職員措置請求書
- (別紙) 事実証明書

平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程など百条委員会設置等に係る書類 137枚

なお、事実証明書の添付は省略した。

飛騨市長に関する措置請求の要旨

# 1. 請求の要旨

### 1) 捏造された議案書の効力

平成28年9月28日に議決された、発議3号飛騨市元職員の履歴に関する事務手続きの調査に関する決議(以下「議案書」という。)の提案理由には、「当時の上司の真相がまったくあきらかになっていないとして、昨年9月議会において、調査決議が発議された」とあるが、平成27年9月の発議書や発議書の提案説明は、「当時の上司」についてまったく触れていない。

議案書の提案理由は、平成27年9月の発議書に「当時の上司」の語句があったかのように書き加えたもので、捏造されているのである。(資料1・資料2)

重大な瑕疵がある議案書に基づく議決は無効であり、議決権の濫用に当たる。効力を持たないこの委員会の支出は不当である。

# 2) 常任委員会における調査権の未行使に対する疑問

この事件は古川町の時代に発生したことではあっても、飛騨市発足後発覚したことから、飛騨市議会が調査権を行使することは当然である。そして、解明しなければならないことは、福田武彦氏の履歴書の公印使用が適切であったのか。不適切であったとすれば、誰が不正を行ったのか。2つには、人事記録に加筆し改ざんしたのは誰なのかの2点である。

ところが、議会は、強制力が伴わないまでも、100条委員会と同様の調査権限を持つ常任委員会等において十分に対処できたにもかかわらず(地方自治法109条、同法10条)、調査を行ってこなかった。

議案書の提出者は、真相解明ができないのは、かつて100条委員会の設置が否決され、時間の経過によって記憶が薄れたことを理由にするが(資料3)、提出者は、事件発覚直後から議員であったのに、常任委員会において調査を提案した事実がない。

また、福田武彦氏が国税審査会に提出した調書などは、この委員会設置によって判明した事実と主張するが(調査特別委員会報告書15頁)、これまでに常任委員会等において調査権を行使し、資料請求を行えば、すでに明らかになっていたことである。

それどころか、提出者が早期に100条委員会が設置されれば、弁護士費用は必要なかったと主張するように(資料4)、100条委員会が設置されなくても、早期に常任委員会において十分な調査が行われていれば、この委員会に掛かる費用は必要なかった。

- 3) 調査特別委員会報告書の曖昧な表記と事実の誤認
  - ① 職員の履歴証明の発行は、行政の通常の業務であることから、複数の職員が関与することは当然のことである。また、町長は、前任者からの引継ぎによって、福田武彦氏が税理士資格の取得を希望していることを知らされていることから、福田武彦氏の税理実務について「事実を記載するように」担当者に対して指示することも、非難されることではない。

ところが、提案理由に「当時の上司の真相」と明記しているにも関わらず、報告書には、上司が通常の業務として「事実を記載するように」関与したのか、「虚偽を記載するように」関与したのか述べられていない。この委員会は、当時の上司が不正行為に関与したのか否かを調査することが目的であったとすれば、そのことを明記すべきである。

また、虚偽の履歴書を作成した現職員は、当時の上司から「虚偽を記載するよう」 精神的な圧力を受けたことを認めていないことからすれば(資料5)、報告書が当時 の上司が「事実を記載するように」示唆した行為が、現職員が虚偽の履歴書を作成 した大きな原因の一つであると主張することには、根拠がない。(調査特別委員会報 告書15頁、20頁)

- ② 町長が、不正を行った現職員に対して事実上の税務実務を行っていた事実を証明 すれば、税理士試験の受験科目の一部免除の可能性を示唆した事実はなく、現職員 もそのような証言は行っていない。(同12頁。資料6)
- ③ 調査報告書は、井上久則氏が調査を「放っておくということは絶対にあってはならんことやと思って進めてきた」と答え、調査は継続していたかのような証言をしたとして、偽証の疑いがあるかのような報告を行った。しかしこの発言の前に「ちょっと休まなければならないことはあったかもしれないけど」と発言しており、監査報告が行われた後に、調査が中断していた事実を証言している。(同16頁。資料7)
- ④ 監査報告について、対質調査を行わなかったと批判するが、議会は監査委員に対して、元職員の履歴の真偽と事務手続の適性についての2点について監査請求したもので、個人の特定や、改ざん日の確認まで求めていない。(同18頁。資料8.9)職員の懲戒処分に関する権限は、任命権者に与えられていることから(地方公務員法6条)、この事件では、不正等の行為を行った職員の特定や処分の権限は市長にあり、報告書の指摘は、監査委員の職務権限を越えている。(地方自治法199条)
- ⑤ 議会が監査請求を決議した期日は、平成23年12月19日ではなく、同月15日である。また根拠法令は、地方自治法199条1項ではなく、同法98条2項である。いずれも記述が間違っている。(同4頁。資料8)
- ⑥ 専決とは、町長の決定権を部下などが行使することを指すが、部下は独立した機関ではなく、あくまで町長の補助機関であることから(地方自治法154条)、町長

もその決定権を有している。専決行為を指揮する権限は町長にあり、町長が証明内 容の調査を命ずることは、不自然な行動ではない。(同19頁)

- ⑦ 町長が、国税庁に照会する行為をしなかったことを批判することはできない。町長は、部下に対して福田武彦氏の税務に関する実績を証明するように指示したのであるから、その証明書が、その使途目的に適合しているか否かを判断する義務は、税理士資格取得を申請する福田武彦氏と、申講を審査する国税審査会にあって、古川町にはなかった。地方自治体が発行する証明書が、提出先の求める証明内容か否かを照会する義務は、地方自治体にはない。(同15頁)
- ⑧ 担当者以外の者が人事記録の加筆を行ったことは確認されておらず、パスワードの管理の不備によって生じた事件ではない。また、飛騨市発足後、証明書の使用目的は、個人情報に抵触しない範囲で確認されており、指摘は当たらない。(同15頁)
- ⑨ 不正を行った現職員は、虚偽の履歴書を作成した行為では処分されていない。それは、阪下前顧問弁護士が指摘したように、現職員が虚偽の履歴書が不正に使われることを承知して作成したことが、証明できなかったからである。福田武彦氏の税務の実務履歴を証明した書類について、市が調査しなかったと指摘するが、実務履歴は履歴書を補完する書類であることから、同様に不正に使われることを承知していたことが証明できなかったからであって、調査しなかったのではない。(同12頁)
- ⑩ 再発防止策を、この委員会設置によって新たに判明した事実と述べているが、すでに議会、報道機関に報告されており、記述が間違っている。(同13頁。資料10.11)
- ① 監査報告以降の推移を、この委員会設置によって新たに判明した事実と述べているが、議会全員協議会、報道機関に報告し、一般質問でも答弁しており、記述が間違っている。(同14頁。資料11.12)

### 4)調査特別委員会の不適切な調査方法

① この事件について、監査や市の調査でも解明されなかった事項は、前述のとおり 2点である。

また、職員を処分することができるのは、不正と知りながら不正行為を行った場合に限られている。仮に書類を作成したとしても、職員がその書類が不正に用いられることを承知していた事実を証明できなければ、処分することはできない。

② 事件の真実の解明には、予断を持たず、あらゆる可能性を考慮しなければならないことは当然である。24年、27年の100条委員会設置議案でも、こうした配慮がなされている。ところが、この委員会は、「当時の上司の真相」を先に掲げ設置した。2つの調査が否定した「当時の上司の真相」だけを強調したことによって、「上司の関与」が主体の審議となり、事件は当時の上司によって引き起こされたもので、不正を行った現職員は「被害者である」との発言まででた(資料14)。根拠なき発

言からは、予断によって審議が真実の解明から懸け離れ、歪められたことが分かる。 仮に当時の上司が現職員に不正を指示したのであれば、現職員は当時の上司の罪 を被っていることになる。現職員がそのような不利益をなぜ受け入れているのか、 動機が説明されていない。また、発覚すれば刑事事件にもなりかねない不正行為を、 当時の上司がなぜ指示しなければならなかったのか、その動機も説明できていない。

- ③ それにも関わらず、本会議の説明や調査委員会審議において具体的な名前を示しながら、当時の上司が不正を指示したのかのような発言を行った。不正に関して当時の上司の関与を主張するのであれば、根拠を示すべきである。(資料13.14.15)
- ④ 調査委員会では、議会の規律を乱すような発言があった。またその発言について 委員長などが注意することもなかった。飛騨市議会の尊厳が守られるような運営で はなかった。(資料16他。2月9日白川氏、2月23日小倉氏参考人質疑テープ参 照。)
- ⑤ 証人として出頭請求された者のうち、通知がないのに新聞やネットに氏名が公開された者と、氏名が伏せられた者がある。不正を行った現職員の名前が伏せられ、なんら関係ない当時の上司等の名前だけが公表された。これまで解明されなかった事実を調査するのであれば、まず福田武彦氏と、不正を行った現職員の名前から公表すべきである。

このことについて調査委負会の場で質問されると、現職員は事実を述べない可能性があると説明しながら、後の調査委員会では議会の顧問弁護士から「現職員は職務に支障が出る」との説明理由が提案されると、調査委員会は前言を翻しそれを承認した(資料17.18.19)。この事実は、理由なく当時の上司のみ氏名を公表することを当初から前提としていたことを示している。

- ⑥ 地方自治法100条は、「特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言・・」と規定する。「特に必要がある」という条文は、平成24年に出頭及び証言等の請求の明確化を図るために加えられたものであるが、調査委員会は特に必要がある理由について十分に説明できなかった。(資料20)
- ⑦ 参考人招致について、参考人に事前の連絡もなく期日・時間が定められた。
- ⑧ 調査委員会は、真実を究明するために設けられるのであって、謝罪させる場ではない。また当時の上司は、監査や市が行った調査の場において職務上の管理責任を認め、謝罪を述べている。白川修平氏は、議会一般質問においても同様の発言を行っている。(資料21)

議案書を提出した議員は、提案理由を当時の上司を公の場で謝罪させなければならないためと説明した(資料22)。再発防止策は、真相が解明されて講じられるものなのに、審議が始まる前から、当時の上司の関与ありきの議論となっていた。

⑨ 調査委員会は、最初の喚問の結果では、大した調査報告にはならないからとして

再喚間を決め(資料23)、再喚問でも十分な証言が得られないと、一方的な推測を 以って報告書を作成することを決定した(責料24)。調査報告書は、公正中立で、 しかも証言者等の人権に配慮されなければならないのに、十分な根拠なく、推測に よって作成されることとなった。

公的機関である議会が、大した調査報告にならないことを理由に再喚問を決めたことや、成果を強調するあまり推測に基づく調査報告を行ったことは、調査目的から逸脱した本末転倒な行為であり、調査権の濫用である。

- ⑩ 不正行為に「当時の上司」が関与した事実がないにも関わらず(資料25)、その事実を明記せず、不正行為を行うように示唆した可能性まで言及した。報告書のまとめでは、「元町長の関与」とまで記述した(調査特別委員会報告書20頁)。証拠も供述も存在しないのに、一方的な推測に基づく記述である。
- ① この委員会は、これまで述べたように、事実を解明するための本来の目的から逸脱し、当時の上司を衆目に晒し、不正確、不十分であっても、推測によって上司の関与があったとの報告をすることありきで設置されたもので、調査権の濫用に当たる。
- 5)調査特別委員会に掛かる支出の不当性

調査特別委員会の支出は、次の3点において違法であり、不当である。

- ① 重大な瑕疵がある議案書に基づく議決権の濫用による不当な支出。
- ② 常任委員会等において、これまで調査を行ってこなかったことによって生じた不当な支出。
- ③ 調査目的を逸脱した杜撰な調査や、事実誤認と推測に基づく報告書の作成など調査権の濫用による不当な支出。

この責任は、この議案書提出者、賛成者、捏造された議案書を十分に審査せず上程した議長、議会運営委員会委員長、調査を行った調査特別委員会委員長にあることは明らかである。

予算の執行権限を持つ市長は、議案書が捏造されたことを知り得る立場にありながらその事実を見逃して指摘せず、また調査が適切に行われたのか確認せず運営経費を支出したことから、市長に対してこの経費1,150,380円の返還を求める。 (調査特別委員会報告書19頁)

### 2. 請求者



地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成29年6月19日 飛騨市監査委員 様

# 〔添付された事実証明書〕

- 資料 1 平成 2 7 年第 6 回飛騨市議会定例会議事日程、会議録 2 頁、 3 頁
- 資料2 発議第3号 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議
- 資料3 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 3 証人質疑・答弁(平成29年1月20日)、会議録98頁
- 資料4 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 7 参考人質疑・答弁(平成29年2月9日)、会議録41頁
- 資料5 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編2 証人質疑・答弁(平成29年1月17日)、会議録61頁、62頁、63頁 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編5 証人質疑・答弁(平成29年2月9日)、会議録34頁、35頁
- 資料 6 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 5 証人質疑・答弁(平成29年2月9日)、会議録33頁
- 資料7 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 1 証人質疑・答弁(平成29年1月16日)、会議録25頁、26頁
- 資料8 平成23年第6回飛騨市議会定例会議事日程、 平成23年第6回飛騨市議会定例会議事日程(追加)平成23年12月15日 会議録34頁、35頁、36頁
- 資料9 平成28年第3回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備会会議録 平成28年12月21日 8頁 平成29年第7回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会会議録 平成29年1月26日 22頁、23頁
- 資料10 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編2 証人質疑・答弁(平成29年1月17日)、会議録31頁
- 資料11 「元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざん及び管理不足」に対する懲戒処分に ついて 平成27年8月28日 報道機関各位
- 資料12 平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程 会議録45頁、46頁、47頁
- 資料13 平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程 会議録26頁
- 資料14 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編

5 証人質疑・答弁(平成29年2月9日)、会議録74頁

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 6 証人質疑・答弁(平成29年2月13日)、

会議録39頁、40頁、44頁、45頁

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 8 参考人質疑・答弁(平成29年2月23日)、会議録25頁

- 資料15 平成29年第8回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備 会会議録 平成29年2月23日 2頁
- 資料16 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編7 参考人質疑・答弁(平成29年2月9日)、

会議録22頁、23頁、24頁、25頁

平成29年第7回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備会会議録 平成29年2月13日 14頁、28頁、32頁

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編 8 参考人質疑・答弁(平成29年2月23日)、

会議録16頁、17頁、20頁、21頁、22頁、23頁、27頁、29頁 33頁、34頁、37頁、38頁

- 資料17 飛騨市公式ウェブサイト画面写 飛騨市議会 2017.1.12 飛騨市公式ウェブサイト画面写 調査特別委員会の予定 2017.1.12 証人喚問日程
  - 2016年(平成28年)12月28日(水曜日)中日新聞 18頁写
- 資料18 平成28年第4回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備会会議録 平成28年12月26日 16頁 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編2 証人質疑・答弁(平成29年1月17日)、会議録3頁、4頁、5頁
- 資料19 平成29年第7回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備 会会議録 平成29年2月13日 1頁、2頁、3頁
- 資料20 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編7 参考人質疑・答弁(平成29年2月9日)会議録3頁、4頁、5頁、6頁、9頁、10頁
- 資料21 平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程 会議録45頁
- 資料22 平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程 会議録26頁
- 資料23 平成29年第7回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会会議録 平成29年1月26日 29頁
- 資料24 平成29年第8回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備 会会議録 平成29年2月23日 10頁

- 資料25 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書別冊資料編
  5 証人質疑・答弁(平成29年2月9日)、会議録21頁、22頁、23頁、34頁、35頁、36頁、37頁、38頁、39頁、40頁平成29年第9回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備会会議録 平成29年3月7日 1頁から12頁、14頁、15頁平成29年第10回飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会準備会会議録 平成29年3月14日 3頁
  - ※ 事実証明書の添付については、省略した。